

義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

義務教育費国庫負担制度は、国民の教育を受ける権利を保障するため、「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」（義務教育費国庫負担法第1条）として制定され、昭和28年度に発足した。その後、逐次充実が図られてきたが、昭和60年度に旅費・教材費が国庫負担から除外されたのを皮切りに、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化され、この制度に残されているのは教職員給与費だけとなっている。

福島県においては、県単独で30人学級・33人学級など少人数学級・少人数指導を実施し教育効果を上げているが、今後ますます自治体の裁量権を保障した教育の充実が求められているところである。しかし、国の義務教育費国庫負担制度による負担割合が三分の一に大幅削減されたことで、地方に大きな負担を強いるものとなった。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層が増大しているとともに、地域による教育条件の格差も広がりつつある。自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育を受けられる「教育の機会均等」が保障されなければならない。そのためにも、教育予算を国の責任で確保・充実させる必要があることから、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、国負担率を二分の一に復元すること。
- 2 きめの細かい教育の実現のために、教職員定数を改善すること。このための財源の確保・充実を図ること。
- 3 子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障するため、学校施設整備費、就学援助費・奨学金など教育予算の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月30日

福島県伊達市議会議長 滝澤福吉

文部科学大臣
総務大臣
財務大臣 様